

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5 月 19 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730124

研究課題名（和文） 日常生活に食い込む政治：職場と地域におけるソヴェト民主主義と家族

研究課題名（英文） Soviet Democracy in Everyday Life: Comrade Courts in the Khrushchev Era

研究代表者

河本 和子（KAWAMOTO KAZUKO）

早稲田大学・政治経済学術院・助教

研究者番号：50376399

研究成果の概要（和文）：本研究では、1950年代末から60年代前半における同志裁判所について分析した。同志裁判所が扱う事件は、労働規律違反、初犯の比較的軽微な犯罪、近隣・職場でのめめ事（家族内紛争を含む）と広い範囲にわたる。同志裁判という公の場に持ち出すことが控えられるべき範囲は小さく、恋人同士ないし夫婦間の関係くらいである。同志裁判所が活発に活動すればするほど、プライバシーの余地はなくなることが予想される。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to show how the comrade courts worked in the Soviet Union in the late 1950s and early 1960s. Comrade courts dealt with wide range of cases: violations of labor discipline, petty crimes committed for the first time, and minor troubles and disputes in the residential areas and the workplaces as well as in the family. There were few categories of cases, such as intimate conflicts between lovers or spouses, which were not to be tried in the comrade courts. Therefore, the more active they were, the smaller the chances of protecting privacy would be.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：政治学・民主主義論・ソ連・ロシア史

1. 研究開始当初の背景

本研究以前に進めてきた研究は、主に第二次大戦後のソ連における連邦家族基本法の制定過程についてのものである。ソ連の家族を対象とした研究はかなりあるが、連邦家族基本法の立法過程を扱った研究は極めて少なく（例外は Peter H. Juviler, "Family

Reforms on the Road to Communism," Peter H. Juviler and Henry W. Morton eds., *Soviet Policy Making: Studies of Communism in Transition*, Pall Mall Press, 1967, pp. 29-60)、公文書館に保存されている未公開資料を用いた研究はも、研究開始当時は私のもののみであった（同種の未公開資料を用いつつ、立

法過程そのものではなく、そこでの議論に着目した研究として、Helene Carlbäck, "Lone Mothers and Fatherless Children: Public Discourse on Marriage and Family Law," in Melanie Ilic and Jeremy Smith eds., *Soviet State and Society under Nikita Khrushchev*, Routledge, 2009, pp. 86-103)。

収集した未公開資料から明らかになったことは、とりわけ 1950 年代後半以降、官僚たちがソ連流の直接的な民主主義を実現すべく、一般市民からの手紙にあった要望をまとめて資料を作成すると同時に、専門家を含めた法案作成担当者たちがその資料を用いて、市民の要求に応えようとしていたことであつた。また、のちに法案は公表されて一般市民の議論および意見表明を呼びかける全人民討論が行われ、このとき寄せられた意見が法案修正に一定の役割を果たした。

こうした営みの背景には、当時の権力者フルシチョフが、全人民が政治に直接参加するという全人民国家論を提唱し、ソ連型の民主主義を推進しようとしていたという事情がある。このほか、家族法が政治体制の根幹にかかわるような問題ではなく、比較的自由に意見を述べる事ができたということも考えられる。ただし、政治的根幹に明白に触れる論点は実は限られており、むしろ日常生活に根ざした要求が非常に多く寄せられていたことを考えると、一般市民による入力を軽視しすぎてはならない（市民からの要望が行政の麻痺を引き起こしていたことについて、James H. Oliver, "Citizen Demands and the Soviet Political System," *The American Political Science Review*, Vol. 63, No. 2 (Jun., 1969), pp. 465-475)。もちろん、政治的に非常にセンシティブな問題に触れられないのはソ連における民主主義の大きな欠陥である。さらに、利益を同じくする人民という発想によって、意見の対立を予定調和的に収斂させる以外の解決方法を提示できない事態に陥っていたことも指摘しなくてはならない。なお、ソ連的な意味での民主的政策形成の研究は、ソ連流の民主主義がただの見せかけでしかなく、実質におよそ欠けると広く考えられているため、特に近年ではほとんどない。

ソ連流の民主主義理念は、上記の欠陥を抱えつつも、連邦家族基本法制定に則していれば一般市民の意見を法案に盛り込むことを可能にした。盛り込まれた中で特に重要なものの一つは、協議離婚制度の導入である。法案作成に携わった専門家等の間では、家族の解体を招く離婚を国家の関与なしで行うことを認めるべきでないという意見がどちらかといえば優勢であつた。しかし、全人民討論においては協議離婚制度を導入すべしという声が大きく、結局この意見が法案に取り

込まれることとなつた。このことは、全米討論が機能していることを示すと同時に、もうひとつ重大な意味を持つ。それは、婚姻の解消という家族の解体がからむ重要な問題を、国家の介入を経ずに個人個人の自由な判断のみで行うことを可能にしたという点である。家族の強化というスターリン以来の政策指針が維持されていたことを考えれば、離婚が国家の手の届かないところでなされるのは、いかなる問題も政治論点化することができるソ連の民主主義理念からすれば看過しがたいはずであつた。しかし、その点を懸念する声は、親密な問題については個人個人の判断に任されるべきという多数派に押され、結果として、公の政治問題化しない個人の自由委ねられる領域が登場することとなつた。

もちろん、この自由の領域は理論上のものである。実際に存在していた家族と政権はどのような関係に立っていたのか、自由を行使する余地は本当にあつたのか、という疑問が生じる。共産主義社会へ向かおうとする当時のフルシチョフ政権は、人民を特定のタイプに教化することを目指しており、自由にはあらかじめ枠付けが為されていたことが考えられる。こうした問題に取り組むために、政権によって設立が推奨され、共産主義的人間育成を目的として人々の日常生活に関わった同志裁判所の活動を調査したいと考えるに至つた。現在のところ、同志裁判所自体についての研究は少なく、家族との関わりについて論じたものも少ない（例外的に Елена Жидкова. *Практики разрешения семейных конфликтов: обращения граждан в общественные организации и партийные ячейка // Советская социальная политика: сцены и действующие лица, 1940-1985. М. 2008. С. 266-289* がある。また、部分的に論じたものとして、Deborah A. Field, *Private Life and Communist Morality*, Chatto and Windus, 2009 がある)。まだまだ未開拓の分野である。

2. 研究の目的

(1) 目的

長期的目標は、ソ連の政治体制の特質について明らかにすることである。ソ連は西側諸国とは異なる「独特の民主主義理念」を掲げてきた。この理念それ自体にどのような評価が下されるべきかはともかくとして、ソ連政府がかなり真剣にこの理念の実現に取り組み、ある程度の成功を収め、かつ、困難に突き当たつたことが分かっている。このことは、民主主義とはいったい何であつて何でないのか、我々が採用する自由民主主義も同種の問題を抱えないのか、といった点を考えるための重要な手がかりを与えるだろう。

ソ連の民主主義理念を特徴づけるのは、利

益を同じくする人民の直接参加に重点を置くこと、公私の区分が不分明であらゆる問題が政治化しうることである。研究全体としてはこのどちらの点にもかかわる論点を扱うが、本研究が直接対象としたのは、二つの特徴のうち、後者に大きくかわる。すなわち公私の区分に関わる問題である。

こうした観点から、同志裁判所が注目される。同志裁判所は、1950年代末から積極的に活用されるようになった社会団体であり、職場、学校、住宅管理単位などごとに設置された。目的は、住民自身が自主的に社会秩序を維持し、そうした活動によって社会主義・共産主義にふさわしい人間をつくることである。こうした目的から、同志裁判所は軽微な労働規律違反から隣人とのトラブルや家庭内のもめ事についてまでも開かれていた。

ここで具体的に分析の対象となるのは、同志裁判所が公の問題として扱うのはどのような事案か、公には扱えない事案があるとするれば、それはどのようなもので、なぜ公の場に出すべきでないと考えられたのか、といった点である。

家族は、この分析において特に注目されるべき存在である。というのも、家族は他の社会集団とは区別された最も親密な紐帯を形成しており、その意味で、公にさらされることになじみにくい性質を持ちうるからである。さらに、家族は、先に述べたように、固有の利益を持ちうるという点で、人民が利益を同じくするというソ連流の民主主義理念にとって厄介な存在である。政治体制のもつ原理を忠実に適用しようとするれば、家族内の問題も公の問題にするのが当然である。したがって、同志裁判所は家族の中に介入しうることになり、プライバシーを守りたい家族にとっては脅威となる。

(2) 独創性・意義

本研究の独創性を示す意義は大きく二つある。まず、ソ連史上は通常自由化として捉えられていたフルシチョフ期の基本的性格付けに修正を加える可能性を持つ。フルシチョフ政権は確かに自由をもたらしたが、その自由は決して濫用可能なものではなく、来るべき共産主義社会に適合的であるという一定の内容を持っており、そうした内容を内面化させるための政策が打ち出され、実現が目指されていたことが、同志裁判所の研究から明らかになるであろう。この内面化政策がフルシチョフの退場と共に事実上放棄されたとすれば、公私を峻別しないソ連流の民主主義理念は空洞化することとなり、このことは有力に唱えられつつも実証されることのなかった「私化」というブレジネフ期イメージをより確実に論証する助けともなる。

さらに重要な意義として、家族という存在

が政治学上どのような重要性を持つのかについて具体的な事象を手掛かりに明らかにすることがあげられる。従来、政治と家族は関係がないものとされがちであり、家族は政治学上の対象として積極的に取り上げられることはなく、その意味で本研究の意義は大きい。本研究は、ソ連という特殊な政治体制を対象としてはいるが、自由民主主義体制においても公私の区分は政治決定されており、私的自由は公共の福祉等を理由として制限を受けることがあることを考えれば、実はソヴェト政治体制との差は相対的なものとどまる。本研究は、現代の自由民主主義社会にとっても示唆するところを持つ。

3. 研究の方法

(1) 文献調査

第一に、断片的にしか存在しない先行する研究を渉獵した。日本及び欧米では先行研究はきわめて少なく、主として法学的な関心から行われているか、ほかの研究において簡単に触れられているだけの場合が多いため、広く関連する文献を探っていく必要があった。

第二に、同志裁判所に関する同時代の新聞雑誌の記事を読み込む。共産党や地方政府が出す新聞雑誌、法学専門誌などが対象となった。

(2) 文書館での調査

同志裁判所に関する資料を公文書館で探索する。同志裁判所に関する資料は、国家レベルの公文書館というよりは、州レベル以下の地域の公文書館に存在するとみられる。したがって、モスクワ州とモスクワ市の文書館でそれぞれ調査を行った。

4. 研究成果

(1) 初年度

研究の具体的内容としては、第一に先行研究をあたった。欧米の研究では数が少なく、ソ連にはいかなる意味でも民主主義はないとの前提の下で、この問題が見落とされていたことが分かる。ソ連ないし現在のロシアにおいても十分研究されているわけではない。同志裁判所が積極的に活動していた時期において以外では、文献は乏しいと言わざるを得ない。

第二に、『ソヴェト国家と法』、『社会主義的適法性』、『ソヴェト司法』という法学専門誌を閲覽し、当時の同志裁判例を広く集めた。またモスクワ市とモスクワ州の政府がそれぞれ発行する雑誌を閲覽し、実際に同志裁判所の監督を任されていた部局がどのように問題に関与したかを調査することができた。

第三に、モスクワ州公文書館で関係文書を閲覽した。モスクワ州エゴリスク市における同志裁判所に関する資料を閲覽することが

できた。文書から見るに、同志裁判所に熱心に携わらない市民がいると批判する代議員がいる一方、行政の協力不足を嘆く市民もあり、状況は単純ではない。

上記の調査に基づく考察を、2010年10月に行われたロシア史研究会大会で報告した。事例の分析から判断するに、介入が控えられるべき部分として認識された私的部分は、男女・夫婦関係のみであり、この関係においても介入は可能であった。活発な同志裁判所活は、トラブルを抱える市民に救う契機をもたらす一方、息苦しい日常生活を招きかねない存在であった。ソヴェト民主主義は、それを支えるべき市民に嫌われかねない息苦しさを内包していたことになる。ソヴェト民主主義が見せかけだ、とのよくある批判だけではなく、このように内在的に捉えていくことは、我々の民主主義を適切に評価する機会を与える意義を持つと考える。

また、研究の前提となる、ソヴェト体制における家族について、同時並行的に考察を加えた。とくに、法と親密圏・公共圏という観点から論じたものである。その成果が今年出版される『講座ユーラシア世界第4巻』に収録される。

(2)最終年度

成果としては、第一に、モスクワ市公文書館で重要な資料を収集したことである。ここでは、ある工場の同志裁判所に関する資料を閲覧した。この工場での同志裁判はもっぱら労働規律違反を問うものであるが、中には窃盗や路上での乱暴狼藉などの犯罪も初犯であれば含まれた。また、工場が所有する寮での喧嘩や、従業員の家庭内トラブルも扱われていた。特徴的なのは、いずれの類型の紛争も、概ね飲酒がからんでいるということだった。

そのほか、労働組合の資料を閲覧し、同志裁判所が従業員の私生活に踏み込めるか否かという観点から重要な議論を発見した。結論として、私生活かどうかは同志裁判所の管轄を決めるのではなく、裁かれる人の身分が工場や企業に所属しているか否かが鍵となっていた。すなわち、従業員であれば、私生活であろうが工場での問題であろうが、同志

裁判所で審議すべきだと広く考えられていた。

第二に、ロシア国立図書館で資料収集を昨年引き続き行った。昨年の調査よりも範囲を広げて文献収集に当たった。同志裁判所の活動を支える、当時の民主主義観念に関する論文等を閲覧し、理解を深めた。

これらの調査から得た知見を元に、2010年度に行った学会報告のために準備したペーパーを改稿し、論文として『ロシア史研究』に投稿した。論文は査読の上アクセプトされ、2012年1月に掲載された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

- ① 河本和子「同志裁判所にみるソヴェト国家・社会・個人」『ロシア史研究』、査読有、89号、2002年、23-39頁。

〔学会発表〕(計1件)

- ① 河本和子「同志裁判所に見るソヴェト国家・社会・個人」、ロシア史研究会大会、2010年10月。

〔図書〕(計1件)

- ① 河本和子「家族と法——ソ連の場合」、塩川伸明・小松久男、沼野充義編『講座ユーラシア世界第4巻』、東京大学出版会、2012。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河本和子 (KAWAMOTO KAZUKO)
早稲田大学・政治経済学術院・助教
研究者番号：50376399